

第4章 経営の基本方針

1 汚水処理施設の計画的な更新

本市の農業集落排水事業は、平成8年度に事業に着手して以来、当初に整備した汚水処理施設は老朽化が進んでいます。限られた財源の中で農業集落排水機能を保持するため、最適整備構想を踏まえた中長期的な更新計画に基づき、効果的な老朽化対策に取り組んでいきます。また、管路施設更新の際には、更生工法の採用や、新技術の導入などを検討し、適正かつ着実な更新を進めます。

2 汚水処理施設の耐震化

汚水処理施設が地震により被災した場合、交通障害以外にもトイレが使用できなくなるなど、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことになります。汚水処理施設は、同等の機能を代替える手法がないため、施設の耐震化を進めることが急務となっています。そのため、施設の更新に際しては、耐震性の高い工法や製品を採用していきます。また、災害時に使用することが可能な「マンホールトイレ」の使用についても検討していきます。

3 維持管理の充実

現有施設を最大限に活用するため、日常点検を通じて施設・設備の劣化状況を把握し、予防保全による適切な維持管理を推進します。

また、平成28年度に、マッピングシステムを導入しており、情報技術の積極的な活用により、効果的・効率的な維持管理に取り組んでいます。更なる効率化に向け、設備台帳についてもシステムを導入し、情報技術の積極的な活用に努めます。

4 コスト縮減と経営改善

経営感覚を発揮したコスト縮減に伴う経営の効率化については、事務事業を定期的に検証し、事業の必要性を踏まえた経営感覚とコスト意識をもって事業運営に取り組みます。

5 財政収支見通しに基づく事業運営

汚水処理施設の耐震化や更新等の事業を行うためには多額の費用が必要となる一方、今後の農業集落排水施設使用料収入の大幅な増加は見込めません。このため、補助金の活用や企業債の発行などで資金を確保しながら事業経営が行えるように、最適整備構想を着実に実践し、中長期的な財政収支見通しに基づいた計画的な農業集落排水施設の更新に取り組めます。

6 適正な組織体制

農業集落排水事業における事務は、現在上下水道課において行っていますが、農業集落排水事業専任の職員は配置されていません。今後も職員の増加は見込めないことから、引き続き現体制は維持していかなければなりません。更新需要が高まっていく時期においては、より適正な組織体制を構築していく必要があります。

7 地方公営企業法の適用に向けた取り組み

総務省から、各地方公共団体に対して令和5年度までを取組期間として令和6年度から公営企業会計へ移行するよう要請がなされており、本市の農業集落排水事業についても、公営企業会計へ移行することが求められています。公営企業会計を導入することにより、事務処理量が増加することなどから、少ない職員数では厳しい業務環境になることが想定されますが、一方で、資産を含む経営状況を全国で統一的に経営分析が比較できるなど、的確な経営状況を把握することができるほか、将来の収支見通しについてもその確度が向上することが期待されることから、総務省の要請に沿って移行を進めていきます。

8 SDGs（持続可能な開発目標）の取り組み

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略で、国際連合が提唱している持続可能な開発目標のことです。農業集落排水事業では、汚水処理や施設の改築更新を通して住み良い環境の整備に努め、SDGs全体で17ある開発目標のうち「安全な水とトイレを世界中に」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」に焦点を当て、地球環境に配慮した持続可能な社会の実現を目指します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS